目次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況(データ)
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備(予算)
- ④ 失踪防止対策
- ⑤ その他の情報提供

外国人材受入総合支援事業

【令和6年度予算額243(324)百万円】 (令和5年度補正予算額650百万円の内数)

く対策のポイント>

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、外国人材の知識・技能を確認する試験の実 施や現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等に加えて、外国人材に対する学習機会の提供の取組を支援します。

<事業目標>

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保
- 外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

く事業の内容>

1. 技能試験の円滑な実施

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・更新・実施**を支援 します。

2. 外国人材が働きやすい環境の整備

農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きや すい環境整備等のために相談窓口の設置、外国人材の労働環境の調査・分析、雇 用主等への助言活動、優良事例の収集・周知等の取組を支援します。

3. (令和5年度補正予算)働きやすい環境づくり緊急対策のうち外国人材の呼 び込み体制の強化に対する支援

上記1、2のほか、農業分野において、海外の教育機関等と連携した現地説明・相 談会の開催及び国内の外国人材に対して、農業知識や科学的な素養を学習する機 会の提供に取り組む際に必要なカリキュラム・コンテンツの開発や講習会開催等の取 組を支援します。

<事業の流れ>

定額

民間団体等

(1の事業、2の事業の一部)

玉 定額

民間団体等

定額

漁協等

(2の事業の一部)

令和6年度予算

1.日本で即戦力となり得る知識及び技能を有しているかを確認するために必要な 試験の作成・更新、国内外での試験の拡大・実施

く事業イメージン

2.外国人材等がアクセスしやすい相談体制の整備、外国人材の労働環境の実態 把握と改善のための助言、雇用主による就労環境改善の取組事例の周知等

民間団体等

試験の作成・更新

試験の実施(農業・漁業)

外国人材の労働環境の 調査・分析、雇用主等への助言活動 優良事例の 収集・周知 等

令和5年度補正予算

- 1.海外で働く意向のある外国人材に対する、受験の促進と日本の農業現場への 就労支援のため、現地説明・相談会を開催
- 2.国内の外国人材への学習機会の提供

民間団体等

現地説明・相談会の開催

「お問い合わせ先]

(農業分野)

経営局就農・女性課

(03-6744-2340)

(漁業分野) 水産庁企画課 (飲食料製造業分野) 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

外食,食文化課

(03-6744-1869) (03-6744-2053)

(03-6744-2159)

(外食業分野)

雇用就農緊急対策

【令和6年度補正予算額 1,275百万円】

<対策のポイント>

女性や外国人材も含め、能力を発揮しつつ安心して働くことができる環境を整備するために、**就労条件の改善や他産地・他産業との連携等による労働力確保の推進、雇用就農を促進するための資金の交付、女性の就農環境改善・活躍推進、外国人材の呼び込み体制の強化**等の取組を支援します。

〈事業目標〉

- 農業分野における労働環境の改善
 - 女性の農業経営や地域の方針策定への参画の推進
- 40代以下の農業従事者の拡大
 - 農業分野における外国人材の確保

く事業の内容>

1. 雇用体制強化事業

(1) 就労条件改善タイプ

地域協議会等※が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する、就業規則 の策定や作業工程の見直し等の就労条件改善のための取組を支援します。

※ 関係機関(都道府県·市町村·JA等)+農業経営体3者以上(人材を雇用する経営体が少ない地

域で、地域計画に位置付けられる等の地域の核となる農業経営体の場合、1者以上) (2) 産地間連携等推進タイプ

繁閑期の異なる他産地・他産業との連携等により**産地の労働力確保を推進 する取組**を支援します。

2. 雇用就農緊急支援資金

農業法人等が**49歳以下の就農希望者を新たに雇用**し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付します。

3. 女性の就農環境改善・活躍推進に対する支援

女性が働きやすい環境の整備、全国女性リーダー育成研修の実施等を支援します。

4. 外国人材の呼び込み体制の強化に対する支援

外国人材の呼び込みのための**現地説明・相談会**や中長期的な活躍に向けた**外** 国人材の育成の取組を支援します。

<事業の流れ>



く事業イメージ>

女性や外国人材を含め、能力を発揮しつつ、安心して働くことができる環境の整備

就労条件の改善

- ○就業規則(労働時間、休憩・休暇、賃 金等)の策定・見直し
- ○労働負荷削減のための作業工程の見直 しや作業マニュアルの策定
- ○人事評価制度の導入 等







将来への キャリアアップ展望

労働力確保の推進

- ○繁閑期の異なる他産地・他産業との連携
- ○労働力募集アプリの活用を促すためのPR資料 の作成や研修会の開催 等



(例)繁閑期の異なる複数産地で 労働者をリレー雇用

女性の就農環境改善・活躍推進

- ○女性が働きやすい環境整備 (男女別トイレや更衣室等の確保)
- ○全国女性リーダー研修の実施 等



男女別トイレの確保



アシストスーツの導入

外国人材の呼び込み

- <現地説明・相談会の実施>
- ○海外教育機関等と連携 し、日本の農業現場での 就労意欲の喚起を図るた めの説明・相談会



<学習機会の提供>

○農業生産に必要な知識 を学ぶ講習会を実施



[お問い合わせ先] 経営局就農・女性課(03-3502-6469)7

令和6年度における外国人材の確保に向けた海外ジョブ・フェアの展開

- 農業分野の特定技能試験実施国において、日本の農業現場への就労意欲の喚起、特定技能試験の受験 の促進を図るため、令和5年度から、現地説明・相談会(「海外ジョブ・フェア」)を開催。
- 〇 <mark>令和6年度は、5か国で開催(インド、カンボジア、ネパール、インドネシア、ベトナム)。</mark> ※インド、カンボジア、ネパールは終了
- 〇 事業実施主体は(一社)全国農業会議所

インドネシア

※OSセルジャナヤ社と調整中

■ 開催都市ジョグジャカルタ



- 開催日程 2025年2月頃
- 現地参加者
 - ・高等教育機関等の在学生・卒業生等

ベトナム

※JICAプロジェクトと連携し、ベトナム国立農業大学で実施予定

- 開催都市(予定)ハノイ
- 開催日程(予定) <mark>2025年3月</mark>

【参考①】インドにおける開催概要(令和6年8月26日~27日)

1 開催地

・ナガランド大学農業科学スクール(26日)

· Zone Niathu by The Park (27日)

2 参加者

・会場:約300名※2日間合計

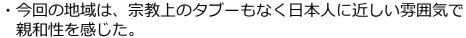
・<mark>オンライン:約60名</mark>

3 参加した日本の農業経営体(8社)

- 4 現地説明・相談会の内容
 - ① 日本の農業の働く現場のビデオ視聴
 - ② 技能実習・特定技能制度に関する説明
 - ③ 日本側参加農業経営体からのプレゼン
- ④ 日本側参加経営体とインド人材との個別相談会

【ポイント】

- ・少なくとも参加した4社で18名の内定が決まるなど、 採用につながるケースもみられた。
- ・会社説明時にキャリアアップについて明確に説明していた 受入れ機関は、個別相談会で学生が多く集まっていた。
- ・参加した学生から受入れ機関に対し具体的な労働条件を 確認するなど高い関心が示された。
- ・他エリアでも継続的な開催の要望あり。
- ・インド国内のネット記事に掲載



・インド人材は、農業分野の希望者が多いこと、英語が話せること などに魅力を感じた。数十人単位で受入れを検討したい。



説明会の様子(8月26日)



説明会の様子(8月27日)



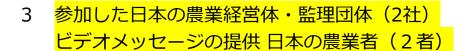
農業を志望する生徒(送出し機関ARMS)



学生に囲まれる経営者の様子

【参考②】カンボジアにおける開催概要(令和6年10月29日~31日)

- 1 開催地
 - ・カンボジア日本人材開発センター(29日)
 - ・プレックリープ国立農業研究所(30日)
 - ・カンボジア王立農業大学(31日)
- 2 参加者
 - ・<mark>会場:約400名※3日間合計</mark>



- 4 現地説明・相談会の内容
- ① 日本の農業現場のビデオ視聴
- ② 技能実習・特定技能制度に関する説明
- ③ 帰国実習生の事例発表
- ④ 日本側の農業経営体からのプレゼン・個別相談会





カンボジア日本人材開発センター

【ポイント】

- ・日本のレンコン農家で5年間実習し、帰国後カンボジアでレンコンの会社を立ち上げた元技能実習生から、参加者に向けて日本での過ごし方や日本語の勉強方法等についてアドバイス。
- ・参加した学生からは、技能実習と特定技能の賃金の違い等について質問が寄せられた。

【参加した農業経営体の声】

- ・相談ブースで、当社の業務に興味を示し働きたい意欲を示してもら えてよかった。
- ・今後、カンボジア人を中心に外国人材を積極的に採用したい。



説明会の様子(10月31日)



相談会の様子(10月29日)



日本での就労に興味を示す生徒(王立農業大学)

農業分野において外国人材向けのユーザビリティを向上

外国人材からの相談対応

- · 外国人材からの相談に対応したLINEチャット・ チャットボットを設置
- ・チャットボットの内容で解決できない相談内容に ついては、チャットからそのまま電話が可能。

LINEの友達追加はコチラ 🏤





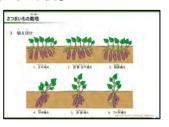
<対応言語>

やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、 ミャンマー語、クメール語、シンハラ語、ネパール語 ※LINEチャットは、やさしい日本語のみ

学習用e-ラーニング

- ・「安全衛生」「耕種農業」「畜産農業」の基礎を学ぶことができ るe-ラーニングシステムを作成・公開予定
- ・**テキストは多言語翻訳版**を作成し、動画授業は、やさしい日本語 で行う

【テキスト例】





e-ラーニング 登録はコチラ 👇



外国人材受入の優良事例集

- ・農業分野で特定技能外国人を受入れている農業 **者等の優良事例を紹介**し、支援の工夫や受け入れ る際の心構え、技能実習生との役割分担など参考 となる情報を掲載
- ・ 令和6年度版については、英語、ベトナム語、 インドネシア語に翻訳予定



<対応言語>

日本語、英語、ベトナム語、インドネシア語

労働安全衛生リーフレット

・農作業現場に就労する外国人材が農作業を安全で衛生的に行うた め、農作業安全の教育用リーフレットの外国語版を作成













<対応言語>

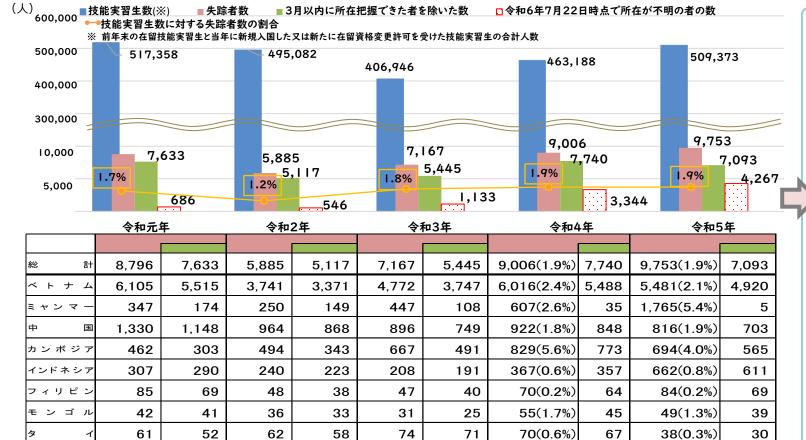
日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語 クメール語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語 ※クメール語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語は熱中症対策チラシの**か**

目次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況(データ)
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備(予算)
- ④ 失踪防止対策
- ⑤ その他の情報提供

技能実習生の失踪者数の推移(今和元年~令和5年)

- 令和5年における技能実習生の失踪者数は9,753人であり、これまでで最も多い数となった。
- 技能実習生数に占める失踪者数の割合は1.9%で、例年と同程度の推移となっている。
- 令和元年から令和5年までの技能実習生の失踪者のうち、令和6年7月時点で所在が不明の者は9,976人である。



1

8

16

1

8

14

令和元年から令和5年までの 失踪者のうち、令和6年7月22 日時点で所在が不明の者 9.976人

失踪技能実習生数 (①)【累計】	40,607			
所在が判明した者 (②)【累計】	30,631			
把握率 (②/①)	75.4%			
所在が 不明の者 (①-②)	9,976			

詳細は6ページ参照

20

6

125

20(1.6%)

137(2.1%)

7(0.5%)

7

15

17

16

24

バングラデショ

ォ

の

13

34

3

5

3

26

11

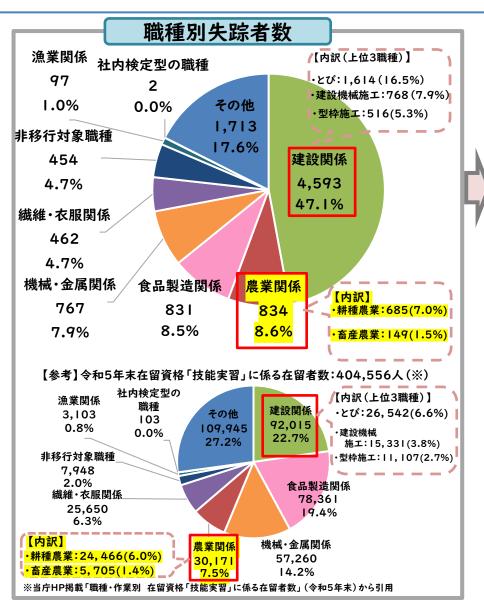
5(1.0%)

11(1.2%)

54(1.4%)

建設及び農業関係職種技能実習生に係る失踪者の発生状況と対応 <出入国在留管理庁資料>

- 令和5年における失踪者について、職種別の在留者数と比較して<mark>「建設関係」及び「農業関係」の割合が高い</mark>。
- O 建設分野を所管する国土交通省及び農業分野を所管する農林水産省においては、独自に失踪防止対策等を実施している。



業所管省庁における失踪防止対策

建設関係職種

- 月給制の導入による安定的な賃金の支払い
- 〇 建設キャリアアップシステムの登録義務化
- 〇 建設業許可を要件化受入人数枠の設定
- 入管庁との間で失踪技能実習生に係る情報の共有・連携

農業関係職種

- 外国人材を含む働きやすい労働環境整備
- 技能実習事業協議会を通じた現状・課題の共有
- 〇 相談窓口の設置や優良事例の収集・周知

更なる取組

事業協議会などの機会を捉えて、入管庁及び厚生労働省から各業所管省庁に対して提供する情報の拡大を検討

- 〇 失踪技能実習生に係る受入れ機関情報
- O 不適正な受入れ機関への処分等に係る情報

【参考】技能実習生の失踪者の状況(都道府県別)

<出入国在留管理庁資料>

○ 令和5年の技能実習生の失踪者数を<u>都道府県別で見た場合、「愛知県」、「大阪府」、「東京都」の順に多く</u>、また、在留者数と 比較すると、「東京都」及び「大阪府」の割合が高い。

	## \\ .E		失踪者数・・・①	【参考】 ①÷② 在留者数···②		- 都道府県		失踪者数・・・① (令和5年)	【参考】		
都道府県			(令和5年)						()÷2	在留者数・・・②	
北	海	道	316	2.2%	14,157	滋	賀	県	124	2.1%	5,882
青	森	県	89	⑤ 3.0%	2,948	京	都	府	132	2.3%	5,752
岩	手	県	97	2.8%	3,460	大	阪	府	2 730	② 3.6%	20,555
宮	城	県	100	1.9%	5,161	兵	庫	県	279	2.1%	13,548
秋	田	県	37	2.2%	1,699	奈	良	県	63	2.1%	3,063
山	形	県	65	2.6%	2,540	和	歌 山	県	36	2.0%	١,777
福	島	県	115	2.5%	4,633	鳥	取	県	57	4 3.2%	1,767
茨	城	県	394	2.4%	16,659	島	根	県	30	1.4%	2,095
栃	木	県	158	1.8%	8,587	岡	山	県	187	1.9%	9,641
群	馬	県	213	2.0%	10,463	広	島	県	397	2.6%	15,040
埼	玉	県	5 482	2.1%	22,592	山		県	142	2.8%	4,997
千	葉	県	4 516	2.5%	20,842	徳	島	県	77	2.8%	2,765
東	京	都	3 598	① 4.1%	14,725	香	Л	県	126	2.2%	5,771
神	奈 川	県	455	2.7%	17,100	愛	媛	県	136	2.0%	6,660
新	澙	県	122	2.4%	5,005	高	知	県	50	2.5%	1,962
富	山	県	162	2.7%	6,047	福	岡	県	463	3.0%	15,445
石	Л	県	115	2.2%	5,176	佐	賀	県	68	2.1%	3,219
福	井	県	103	2.2%	4,684	長	崎	県	107	③ 3.3%	3,256
山	梨	県	68	2.6%	2,651	熊	本	県	221	2.4%	9,064
長	野	県	130	2.1%	6,163	大	分	県	127	2.7%	4,768
岐	阜	県	279	1.9%	14,879	宮	崎	県	102	2.4%	4,225
静	岡	県	311	2.1%	14,653	鹿	児 島	県	168	2.6%	6,400
愛	知	県	① 783	2.1%	37,384	沖	縄	県	78	2.8%	2,811
三	重	県	145	1.3%	11,007	総		計	9,753	2.4%	403,678

(注1)都道府県は、実習実施者の所在地。

(注2)在留者数は、令和5年12月末の在留者数であり、都道府県が「未定・不詳」のものは除外。

(単位:人) 25

農業分野における失踪対策

農林水産省の取組

- ◆ 相談窓口の設置 (外国人受入総合支援事業)
- 株式会社JTBが外国人材・事業者向けに13言語に対応した相談 窓口を運営
- ・ 新たにLINEチャット・チャットボットの運用を開始
- 失踪防止や不法就労防止に関する働きかけを特に強化
- ◆ 受入れ農家等への周知
- ・ 特定技能地域協議会の構成員である**受入農家等に対して**、 失踪防止対策や不法就労防止に係るリーフレットを**配布・周知**
- ◆ 都道府県・市町村等への周知
- ・ **都道府県及び市町村の外国人担当窓口(約1,100)を登録**し、 失踪防止対策や不法就労防止に係るリーフレット等を**配布・周知**
- JA系統、農業委員会系統、日本農業法人協会にも傘下会員に対し 周知を依頼
- ◆ 適切な労務管理の分析・とりまとめ(農水省の広報資料)
- ・ 農水省の補助事業により、以下の資料を作成
- ① 外国人材を雇用する際の**労務管理上の注意事項等をまとめた**マニュアル
- ② 処遇や労務管理等の好事例をまとめた優良事例集
- ・ 併せて**全国9ブロック**において受入農家等に直接説明
- ◆ 失踪防止セミナーの開催
- ・ 令和6年度は<mark>関東地域や東海地域において失踪防止セミナーを</mark> 開催(会場はさいたま市、名古屋市)
- ・ セミナーでは、失踪事例に基づいた事案発生後の対応や再発防止 について紹介するなど外国人材受入れに係る適切な配慮を啓発

農業者等に提供している資料リスト

(出入国在留管理庁)

◆ 技能実習生の失踪者の状況(データ)

出入国在留管理庁が技能実習制度及び特定技能制度における、 失踪者数の推移を公表(職種別・国籍別のデータ等)

◆ 失踪防止に向けた主な施策

①不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策、②技能実習生を失踪させないための施策、③失踪した 技能実習生の不法就労を防止する施策等を記載

◆ 失踪を発生させないための取組(事業者向け)

受入れ機関を対象に、失踪が発生してしまった場合に行う対応 や失踪を発生させないために配慮するべきこと等を記載

◆ 失踪を発生させないための取組(外国人向け)

外国人を対象に、①来日前の確認事項、②「こうかんノート」 の活用、③乱暴防止、④危険な誘いなどの各種リーフレット

◆ 不法就労防止の啓発(事業者向け)

外国人を雇用する事業主向けに、不法就労となるケース、 法令上の罰則、外国人を雇用した際の届出等を掲載併せて、 在留カードの真偽判断のポイントについても注記

目次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況(データ)
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備(予算)
- ④ 失踪防止対策
- ⑤ その他の情報提供

農業分野における特定技能外国人の派遣形態による受入れ

- 農業分野では季節性による作業の繁閑など特有の事情があるため、**派遣形態での**受入れが可能となっている。
- 派遣事業者は、IIの4つの要件いずれかに該当し、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当と認める者。 現在27社(令和6年8月末時点)が該当。

I 労働者派遣形態により受け入れる必要性

(農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針)

農業分野においては、

- 冬場は農作業ができないなど、
 繁閑がある、
- ② 同じ地域であっても、作目による収穫や定植等の 農作業のピーク時が異なる といった特性があり、 農繁期の労働力の確保や複数の産地間での労働力の融通

といった農業現場のニーズに対応する必要がある

Ⅱ派遣事業者の要件

(特定技能基準省令第2条第1項第9号イ)

以下のいずれかに該当し、かつ、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当と認める者

- ① 農業又は農業関連業務を行っている事業者
- ② ①又は地方公共団体が資本金の過半数を出資している事業者
- ③ 業務執行に実質的に関与していると認められる者が 地方公共団体の職員又は①に掲げる者等
- ④ 国家戦略特区法に規定する特定機関であること

(参考1)特定技能外国人の派遣形態

労働者派遣事業者 (受入れ機関・派遣元) 労 雇 者 用 派 契 遣 約 約 農作業等 農業者 外国人材 指揮命令権関係 (派遣先)

(参考2)特定技能外国人の派遣形態での受入れ事例

YUIME株式会社

- ○東京都港区、沖縄県那覇市
- ○主な派遣先:北海道、四国、九州・沖縄
- ○外国人材:特定技能1号人材 600名

特定技能2号人材 16名

(令和6年9月末時点)

<特徴的な取組>

・2013年〜農業繁忙期に特化した**派遣**事業を沖縄から開始 **2017年〜**全国産地間連携を開始

<mark>沖縄:**サトウキビ**12月〜,九州:茶3月,北海道:馬鈴薯6月〜,四国:みかん10**月〜** 練度を高めていることでマネージャー、リーダー体制を構築</mark>

生産性の高いチーム作りにより生産農家の維持・拡大を強く推進

2024年より農業分野における特定技能2号人材を育成

農業分野の特定技能派遣事業者コンソーシアム 組織概要

目的

特定技能外国人の派遣を認められた労働者派遣事業者が相互に研鑽し合い、諸課題への対応を行っていくことにより、業界

全体のイメージ向上、企業価値拡大を目指すとともに、農業全体の発展へ寄与することができるよう活動を行う。

特に、企業活動による人権侵害について企業の責任に関する国際的な議論が活発となっていることを踏まえ、人権方針の策定

・実行を中心に、派遣外国人材のキャリアアップに向けた仕組みづくり等を通じて事業者の自発的な発展を促進する。

構成員

派遣事業者 10社

·YUIME株式会社(事務局)



・株式会社アルプスアグリキャリア



・株式会社グロップ



·PERSOL Global Workforce株式会社



【オブザーバー】 (一社) 全国農業会議所

・株式会社ジョブズ・エル



・株式会社ワークマネジメント

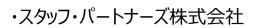


·株式会社HRC



株式会社HRC

・株式会社Mプランニング





・株式会社グローバルヒューマニー・テック



主な活動

【これまでの取組】

令和6年4月 コンソーシアム発足

令和6年10月 人権保護方針の策定、公表

【今後の取組予定】

- ・人権デューディリジェンス(DD)に係る取組の具現化
- ・人権DDの周知徹底と適切な実行
- ・特定技能外国人材のキャリアプランの仕組みづくり

特定技能派遣事業者コンソーシアム「人権保護方針」概要

第1 はじめに

◇人権保護方針の位置付け

- ・農業分野で特定技能外国人材の派遣を認められた労働者派遣事業者が、相互に研鑽し合い、諸課題への対応を行うことにより、農業経営者、農業関係事業者、外国人材等から信頼と賛同を得て、業界全体のイメージ向上、企業価値拡大を目指す。
- ・関係するビジネスパートナー(派遣先の農業経営体等)などすべて の人々に対して、コンソーシアムの信念や見解を共有するために人権 保護方針を策定。

◇人権保護方針の適用範囲

- ・本コンソーシアムの構成員である派遣事業者に所属する全ての役員 及び農業分野の特定技能外国人を含む従業員
- ・派遣先の農業経営体をはじめとしたビジネスパートナーに対しても方針を遵守いただくことを期待。

第3 推進方法

◇人権DD(デューディリデンス)

・構成員それぞれが人権に対する負の影響を特定・評価し、負の影響 を防止・軽減するための措置を講じる。

◇是正・救済

- ・人権への負の影響を受けた外国人材等の視点に立ち、適切な手続きに より是正・救済を行う。
- ・外国人材等が人材に関する相談・通報ができる体制を整備する。

◇ステークホルダーとの対話

・対話を通じて人権に対する負の影響の把握と改善を行う。

◇人権保護方針の理解促進

・構成員企業内のみならず、関係するビジネスパートナー等への啓発を 継続的に行う。

第2 人権保護方針

◇国際的に認められた人権の尊重

・「国際人権章典」、ILO宣言に規定されている原則に表明されている人権がびに関連する法令における人権を尊重。

◇人身取引・強制労働の防止

・人身取引及び強制労働を禁止し、これらを知った際は適切な対応に 努める。

◇差別及びハラスメントの禁止・防止

・人種、民族、言語、文化など不合理な差別及びハラスメントを行わず、ビジネスパートナーを含むすべての人々に対して差別及びハラスメントの禁止・防止を求める。

◇プライバシーの尊重

・外国人材のプライバシーの権利を尊重し法令に従った取り扱いとし、 すべての個人データを適切な方法で管理する。

◇労働条件の確保

・外国人材の派遣先での処遇等については関係法令を遵守し、 外国人材に対して労働条件を説明する際は、母国語などの言語 で適切に説明する。

◇安全衛生環境の整備

・外国人材の労働環境及び生活環境において、必要な配慮が日本人同様に行われているか確認し、不具合がある場合は改善を図る。

◇理解の促進

- ・外国人材の宗教や文化の違いによる行動について理解醸成を図る。
- ・外国人材に対して、日本の文化や習慣への理解を促進する。

Q&A よくあるご質問

QI 初めて特定技能外国人を受け入れる際、どのような手続きが必要でしょうか?

- 次の業務を行う農業事業者等が特定技能外国人を受け入れ可能です。
 - ① 耕種農業(栽培管理、集出荷・選別 ※栽培管理は必須業務)
 - ② 畜産農業 (飼養管理、集出荷·選別 ※飼養管理は必須業務)
- **労働者を6月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験**が必要です。
- 農林水産省が設置する「農業特定技能協議会」への加入が必要です。
- なお、外国人材は、技能試験と日本語試験(N4相当)への合格が必要です。

Q2 農業特定技能協議会には、どのタイミングで加入すればよいですか?

○ 初めて特定技能外国人を受け入れる場合は、事前に協議会の加入が必要です。既に加入されている場合は、再度加入する必要はありません。

Q3 協議会への加入手続きについて教えてください?

- 農業特定技能協議会への加入については、下記の入力フォームから申請 ください。
 - https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/fukyu/kanyuu.html
- 申請から1~2週間程度で、担当者のメールアドレスに対して、「加入通知書」が送付されます。2回目以降の受け入れの際も必要となるため、大切に保管ください。

Q4 派遣形態で受け入れるための要件は何ですか?

- 労働派遣事業者は、次の①~④の要件のいずれかに該当し、かつ、出入国在留 管理庁と農林水産省の協議の上適当と認められることが必要となります。
 - ① 農業又は農業に関連する業務を行っている者(以下「農業関係者」という。)であること
- ② 地方公共団体又は農業関係者が資本金の過半数を出資していること
- ③ 地方公共団体の職員又は農業関係者若しくはその役員若しくは職員が役員 であることその他地方公共団体又は農業関係者が業務執行に実質的に関与し ていると認められる者であること
- ④ 国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する「特定機関」であること

Q5 技能試験はどこで受験できますか?

- **| 号農業技能試験は、海外 | 2カ国** (フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナム、スリランカ、インド、ウズベキスタン、バングラデシュ)で<mark>月 | 回以上開催</mark>しており、<mark>国内では47都道府県で月 | 回以上開催</mark>されています。
- <mark>2号農業技能試験は、国内で2月に1回程度の頻度で開催</mark>されています。

Q6 技能試験の日程はどこから確認できますか?

- 1号農業技能試験については、「農業技能測定試験」のサイトの「1号 農業技能測定試験はこちら」から「国別試験情報」でご確認ください。 https://asat-nca.jp/asat1/exam
- 2号農業技能試験については、「農業技能測定試験」のサイトの「2号 農業技能測定試験はこちら」から「予約受付サイト」でご確認ください。 https://asat-nca.jp/asat2
- なお、**再度受験する場合**は、前回の試験日の翌日より起算して45日間は同じ試験を受けることができません。

Q7 試験結果はいつわかりますか?

- 試験終了時の画面に試験結果が表示されます。
- 結果通知書は試験終了から5営業日以内に、予約サイトで確認できます。

Q8 特定技能外国人は、選果業務に従事することはできますか?

- 特定技能外国人は、主たる業務として「栽培管理(飼養管理)、農産物(畜産物)の集出荷・選別等」に従事することができます。そのため、 選果業務に従事していただくことは可能です。
- ただし、栽培管理業務が必須なため、選果業務のみに従事することは できません。

Q9 特定技能外国人材に冬場の除雪作業等にも従事することは可能でしょうか?

-)農業分野の業務に従事する日本人が通常従事する関連業務(農畜産物の製造・加工、運搬、販売作業、冬場の除雪作業等)であれば付随的に行うことが可能です。
- この場合にも「栽培管理(飼養管理)、農産物(畜産物)の集出荷・ 選別等」を主たる業務とする必要があり、栽培管理(飼養管理)は必須 となります。

Q10 特定技能外国人を雇用する際の労務管理上の注意点は何ですか?

- 在留資格認定証明書交付申請時に作成することとなる参考様式1-6を踏まえると、**下記の事項をあらかじめ明らかにしておくことが必要**と考えられます。
 - ①雇用計画期間、②就業の場所、③従事すべき業務内容、④労働時間等、 ⑤休日、⑥休暇、⑦休憩、⑧賃金、⑨退職に関する事項、⑩その他

31